

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第2章 事務組織 (事務局長) 第11条 事務局に、事務局長を置く。 <u>2 事務局長は、理事(総務・財務担当)をもって充てる。</u> <u>3 事務局長は、学長の監督の下に、事務局の事務を掌理する。</u></p>	<p>第2章 事務組織 (事務局長) 第11条 事務局に、事務局長を置く。 <u>(削る)</u> 2 事務局長は、学長の監督の下に、事務局の事務を掌理する。</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第4号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。